

工事名：新港ふ頭 14 号岸壁背後本体ブロック製作工事 (R7)

質問内容	最低制限価格について。 最低制限価格は下記の①、②番どれを採用しているか、ご教示願います。 ① 最低制限価格の 1000 分の 5 の範囲内で加える。 直接工事費の額 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 一般管理費等の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額 ② 最低制限価格の 100 分の 1 の範囲内で減ずる。 直接工事費の額 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 一般管理費等の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 ※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。
------	---

回答)

最低制限価格につきましては、「那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」（令和 7 年 5 月 13 日施行）に基づき設定しております。那覇港管理組合ホームページ内「那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」（URL <https://nahaport.jp/business/contract/>）をご確認ください。